

諮問庁：豊橋市教育委員会

諮問日：令和3年7月28日（諮問第113号）

答申日：令和4年2月22日（答申第93号）

事件名：臨床心理士相談業務日誌及び相談予定表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

臨床心理士相談業務日誌及び相談予定表（以下「本件保有個人情報」という。）につき、その一部を非開示とした決定については、保有個人情報の特定が不十分であるから取り消されるべきであり、実施機関は保有個人情報の存否を確定したうえで、然るべく対応されたい。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月5日付け2豊教学第1469号により豊橋市教育委員会（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った保有個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張を、令和3年6月4日付け審査請求書、令和3年7月20日付け反論書及び令和3年9月29日の当審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容から要約すれば、おおむね次のとおりである。
- (2) 本件保有個人情報の本人（以下「本人」という。）が不登校となった。そ

の原因ははっきりしているが、質問に対して説明されない状況が続き、学校側の措置にも不信が増した。教育相談で面談も行ったが、その内容にも違和感を抱いた。不登校に対しては、早期の対応が重要であり、学校、教員、相談機関相互が連携して信頼回復に努めれば、問題の解決に資すると考える。そこで、教育相談で、相談内容がどのように伝わったのかを確認するため、審査請求を行う。

- (3) 審査請求人は保有個人情報開示請求において、臨床心理士との「面談相談の内容の記録」の開示を求めた。しかし、開示された文書は、本件保有個人情報であり、相談内容が記載されている文書ではない。相談内容の記録が存在しないとは考えられず、面談の内容が分かる記録の開示を求める。

第3 処分庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年2月19日付け（同日受付）で処分庁に対し、条例第15条第1項の規定に基づき、保有個人情報開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が同年3月5日付けで原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年6月4日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 本件保有個人情報について

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、原処分において一部開示とした本件保有個人情報である。

3 非開示とした部分について

- (1) 本件保有個人情報のうち、非開示とした部分には、臨床心理士への相談を行う開示請求者以外の生徒又は児童の氏名、在籍校、連絡先、相談方法及び相談内容並びに相談者数が記載されており、保有個人情報の本人以外の生徒又は児童に関する情報である。

(2) これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することで、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

(3) したがって、条例第16条第2号に規定する非開示情報に該当するため、一部開示の原処分とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、前記審査請求の理由のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。しかしながら、上記3のとおり、処分庁の本件保有個人情報の非開示事由の該当性判断には不合理な点はない。

(2) また、審査請求人は、臨床心理士との「面談相談の内容の記録」の開示を求めたにも関わらず、開示された文書は、本件保有個人情報であり、相談内容が記載されている文書ではないとして、保有個人情報の特定が誤っていると主張する。

(3) しかし、処分庁は、本件保有個人情報の開示を行うときに、審査請求人に対し、相談内容を記録した公文書は存在しないこと、相談に関して処分庁が保有する公文書は本件保有個人情報のみであることを審査請求人に対して説明した。この説明に対し、審査請求人は、黒塗りでも何でも良いから開示してほしいと申し出たため、本件保有個人情報を開示の対象として特定した。そのため、保有個人情報の特定に誤りはない。

5 結論

以上のとおり、処分庁は、本件審査請求について、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年 7月28日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和3年 9月29日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議
- ⑤ 令和3年 12月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件保有個人情報について

(1) 本件保有個人情報は、豊橋市教育委員会が豊橋市教育会館で行う、臨床心理士による教育相談に関する相談業務日誌及び相談予約表である。処分庁は、保有個人情報の特定に誤りはなく、その一部が条例第16条第2号に該当するため、当該部分を非開示とした原処分は妥当であると主張する。

一方、審査請求人は、原処分の取消しを求めているものの、本件保有個人情報に記載されている情報が、条例第16条第2号に該当することは争っていない。

(2) 審査請求人は、本件保有個人情報は自分が開示を求めた保有個人情報ではなく、処分庁が保有個人情報の特定を誤っていると主張するため、保有個人情報の特定に誤りがないかについて検討する。

2 本件保有個人情報特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、臨床心理士との「面談相談の内容の記録」の開示を求めたにもかかわらず、開示された保有個人情報は、臨床心理士相談業務日誌及び相談予定表であり、相談内容が記載されているものではないとして、保有個人情報の特定が誤っていると主張する。

(2) この点について、処分庁は、相談に関して処分庁が保有する公文書は、本件保有個人情報のみであることを審査請求人に対して説明した。この説明

に対し、審査請求人は、黒塗りでも何でも良いから開示してほしいと申し出たため、本件保有個人情報を開示の対象として特定したと主張する。

一方で、審査請求人は、本人の不登校に関し、臨床心理士と面談した際の相談内容が分かるものを開示請求したが、開示されたものは、本件保有個人情報であり、相談内容が分かるものではなかった。相談予定表は今更必要ないし、本人に関して相談した事実は分かっているので、開示された保有個人情報は、開示を求めたものではないと主張する。

このように、保有個人情報の特定に関して、処分庁と審査請求人との間に争いがある。そして、この争いは、本件保有個人情報を開示する際のやり取りに起因するものであると考えられる。したがって、どのようなやり取りがあつて保有個人情報の特定に至ったかを検討し、本件保有個人情報の特定に誤りがあるかを検討する。

- (3) 令和3年9月29日、当審査会は、処分庁に対して、事案の概要に関する質問を行った。これに対し処分庁は、審査請求人に対して本件保有個人情報を開示する際に、臨床心理士は公文書としては相談内容を記録したものを作成しておらず、処分庁が相談に関して保有しているのは本件保有個人情報だけである旨を、審査請求人に説明した。その際、審査請求人より「かまいません」という発言があつたため、本件保有個人情報を対象として特定したと回答した。

しかしながら、口頭意見陳述で、審査請求人が処分庁に対して行った質問に対し、処分庁は、審査請求人は「黒塗りでも何でも良いから開示してほしい」と発言したと回答した。

- (4) 審査請求人と処分庁のやり取りにおいて、双方がどのような発言をしたかを確定することは難しい。しかし、本件保有個人情報の開示の際に「黒塗りでも何でも良いから開示してほしい」という発言を審査請求人が行った可能性があること、保有個人情報開示請求書の保有個人情報を特定するに足り

る事項を記載する欄に「面談相談の内容の記録」と記載されていること、審査請求人が口頭意見陳述においても本件保有個人情報とは自分が開示を求めたものではないと主張していることを踏まえると、審査請求人は、相談内容が記載された文書であれば黒塗りでもよいから開示して欲しいという趣旨で「黒塗りでも何でも良いから開示してほしい」という発言を行ったのであり、処分庁は審査請求人の真意を誤解したと解する余地がある。そして、そのように解する余地がある以上、本件においては保有個人情報の特定が十分に行われたとはいえない。

- (5) また、処分庁は、平成29年9月2日に行われた本人に関する臨床心理士との教育相談においては、臨床心理士は相談内容を記録した文書を公文書として作成していないため、相談内容は保有個人情報としては存在しない。仮に何らかの文書を作成していても、それは臨床心理士の手控えであり公文書ではないから、保有個人情報には該当しないと主張する。

しかし、当審査会が確認したところ、本人に関する教育相談において、臨床心理士が相談内容を記載した文書を作成したかは処分庁には分からないということであった。臨床心理士が相談内容を記載した文書を作成したとしても、それが臨床心理士の個人的な手控えであり、実施機関の職員が組織的に用いるものでなければ、公文書に該当しないというのは処分庁が主張する通りである。しかし、実際に臨床心理士が相談内容を記載した文書を作成しているか分からないのであれば、まずその存否を確認し、公文書が存在している場合には、それに非開示情報が含まれているかの判断を行うべきである。

したがって、実施機関は、臨床心理士に確認して、相談内容が記載された文書が作成されたか否か、それが公文書として作成されたのであれば非開示情報が含まれるかを判断すべきである。

3 原処分の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報につき、非開示とした部分は、条例第16

条第2号に該当するが、保有個人情報の特定を誤っていると認められることから、原処分は妥当ではなく取り消されるべきであり、実施機関は本件保有個人情報の存否を確定したうえで、然るべく対応すべきであると判断した。

(全体会)

委員 庄村勇人 委員 河邊伸泰 委員 菅生剛弘 委員 赤本優